

## 厚生省心身障害研究

「望まない妊娠により出生した児と母親へのケアに関する研究」

「望まない妊娠の結果生まれた児」への虐待をめぐる問題

研究協力者：藤井東治	(埼玉県所沢児童相談所)
共同研究者：古沢泰子	(埼玉県中央児童相談所)
佐藤協子	(埼玉県浦和児童相談所)
豊沢義紀・増川敦子	(埼玉県川越児童相談所)
中澤 恵	(埼玉県所沢児童相談所)
石井麻子	(埼玉県熊谷児童相談所)
秋山宇代・大倉恭子	(埼玉県越谷児童相談所)

### はじめに

本研究においては、児童虐待の要因の一つとしてすでに指摘されている「望まない妊娠の結果生まれた児」が被害者となった児童虐待事例の集積調査を通じて、この児童虐待の実態を明らかにし、児童福祉の観点から考察を加え、こどもや親に対する援助のあり方を検討することを目的とした。

初年度は、予備調査と位置づけS県T児童相談所での「望まない妊娠の結果生まれた児」が被害者となった児童虐待の特徴を明らかにした。

今年度は、S県6児童相談所(全県)に調査範囲を広げ、「望まない妊娠の結果生まれた児」と「望んだ妊娠の結果生まれた児」が被害児となった児童虐待の実態を明らかにし、比較検討を加えることを目的とした。

## I. 調査対象・方法

### 1. 調査対象

S県児童相談所(全県)で平成4年4月から平成7年7月まで児童虐待として新規受付し、取り扱った事例(電話相談を除く)276事例の中で受理時点で実父母と同居(頻繁に実父が通うものを含む)をし、その実父母から虐待(定義は、大阪府における児童虐待の定義による)を受けている事例80例を調査対象とした。そのうち不明23例を除き「望まない妊娠の結果生まれた児」47例、「望んだ妊娠の結果生まれた児」10例、を比較検討の対象とした。

抽出に当たっては、望んだ意志が明確に記述されているものを「望んだ妊娠の結果生まれた児」とし、以下の点の1つ以上が明確に記述されているものを「望まない妊娠の結果生まれた児」とした。

- ①妊娠がわかったとき、赤ちゃんを欲しいと思っていなかった。
- ②妊娠が予定した時期よりも早かった。
- ③妊娠が母親のみの計画であり、父親には期待されていなかった。
- ④妊娠による孤独感、抑うつ感、不機嫌など感情障害があった。
- ⑤妊娠中の心身のケアに関心がなく、出生するための準備に積極的でなかった。
- ⑥出生した乳児への関心、愛着がみられない。
- ⑦若年妊娠(20才以下の分娩)、婚姻外の妊娠。

### 2. 調査方法

初年度使用した調査票を改訂し新たな調査票(資料1)を作成した。この調査票にケース台帳から転記する方法で調査を実施した。この調査内容を概要、本児について、親についての各表(資料2)に集積し分析を試みた。

## II. 調査結果と考察

### 1. 妊娠について

#### (1) 妊娠んだ妊娠か望まない妊娠か

望んだ望んだ妊娠：10例（12.5%）、望まない妊娠：47例（58.8%）、不明23例（28.8%）である。

図1の通り望まない妊娠が約6割を占める。

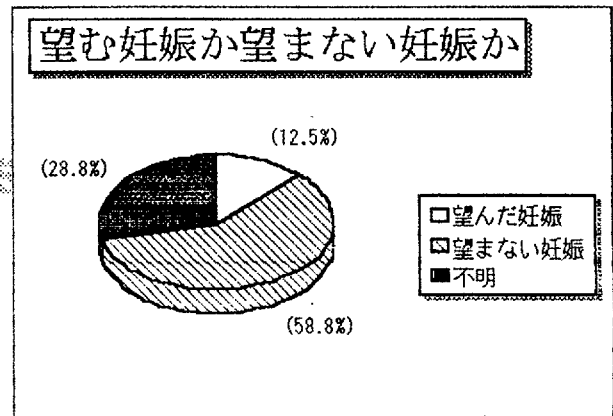
#### (2) 望まない妊娠の実態（複数計上）

望まない妊娠の指標①：17件（22.1%）、②：8件（10.4%）、③：8件（10.4%）、④：4件（5.2%）、⑤：11件（14.3%）、⑥：10件（13.0%）、⑦：19件（24.7%）である。

望まない妊娠と思われる指標（①から⑦）についての実態は表1の通りである。

表1

図1



### 望まない妊娠の実態

#### ①妊娠がわかったとき、赤ちゃんを欲しいと思っていなかった。

- \* 8ヶ月で気がついたが中絶できなかった。
- \* 墮胎しようと思ったときは、間に合わなかった。
- \* おろすつもりがかわいそうでおろせず出産、妊娠中から「乳児院に入りたい」と、母は言っていた。
- \* 望んでいなかったが、祖母の説得により出産した。
- \* 本当に欲しくなかった、生みたくなかった、生まなければ良かった。
- \* 母は、中絶を望んでいたが、母方祖父母に説得され生んだ。
- \* 母は、こどもを望んでいなかったが、父が中絶しろと言ったので意地で生んだ。
- \* 父は、望んでいたが、母は欲しくなかった。
- \* 妊娠した時、母は父とやって行けるか不安で中絶を考えた、生みたくなかった。
- \* 妊娠をかくしていた、中絶しようとした時は遅かった。
- \* 望んでいなかった妊娠、中絶費用がなく出産した。
- \* 親に反対されるが、夫に言われて決意した。

#### ②妊娠が予定した時期よりも早かった。

- \* 上の子との間に中絶1回、流産2回あり、計画的妊娠でなかった。
- \* 姉と歳子で経済的に困っており生もうか迷った。
- \* できちゃったものは仕方ないと思った。
- \* 予定外の妊娠でかわいくなかった。
- \* 父は母に妊娠中から暴力を振るい不安だった。

#### ③妊娠が母親のみの計画であり、父親には期待されていなかった。

- \* 父は、他の女性に生ませた子がおり、長男一人でよいと思っていた。
- \* 母は、妻の座を安定させたかった。
- \* 父は、そのとき欲しいと思っていなかったが、母は、子どもができれば一緒に住めると思っていた。
- \* 妻子ある男性の子で、生むと結婚してくれると思った。
- \* 妊娠中も思いやりがなく、子どもの誕生を喜ばなかった。
- \* 本児が、お腹にいるとき、父は酒を飲んでお腹を蹴ったりしていた。
- \* 父は、中絶を主張した。

- ④妊娠による孤独感、抑うつ感、不機嫌など感情障害があった。
- \*妊娠中、母子手帳を焼いてしまう、お腹に赤ちゃんがいると思うと恐ろしかった。
  - \*出生後養子に出すことに決まっていたので、妊娠出産後も情が移らないようにしていた。
  - \*妊娠してから母は、家事などやらなくなった、やる気がしないと言っていた。
- ⑤妊娠中の心身のケアに関心がなく、出生するための準備に積極的でなかった。
- \*母子手帳交付を受けたのは妊娠6ヶ月後であった。
  - \*妊婦検診を受けていなかった。
  - \*産婦人科の受診歴なく救急車で緊急入院で出産した。
  - \*自宅で分娩し、その後病院へはじめて受診した。
  - \*母が計算していた出産予定日まで未受診だった。
- ⑥出生した乳児への関心、愛着がみられない。
- \*生後一回しか検診を受けいなかった。
  - \*子どもに浮腫がでてでも病院へつれて行こうとしなかった。
  - \*抱きたいと思えなかった。
  - \*実際に生むといやになった。
  - \*生まれても感激はなかった。
  - \*出産直後、母方祖母に預けた。
- ⑦若年妊娠（20才以下の分娩）、婚姻外の妊娠。
- \*妊娠のため、父の籍に入り出産した。
  - \*「できちゃった結婚」と母は言っていた。
  - \*できちゃったものは仕方がない、入籍するつもりだったので順序が逆になった。
  - \*アルバイト先のスナックで知り合った客だった。
  - \*妻子ある男性との子だった。
  - \*高校3年の時家出して知り合い同棲妊娠した。
  - \*妊娠8ヶ月で籍を入れた。
  - \*出産後入籍した。
  - \*母方祖母は、未成年の出産に反対した。
  - \*婚姻外の妊娠、その後籍を入れた。

## 2. 概要

### (1) 性別

望んだ妊娠：男6例（60%）、女4例（40%） 望まない妊娠：男23例（48.9%）、女24例（51.1%）であった。性差は特に著しい差は認められない。

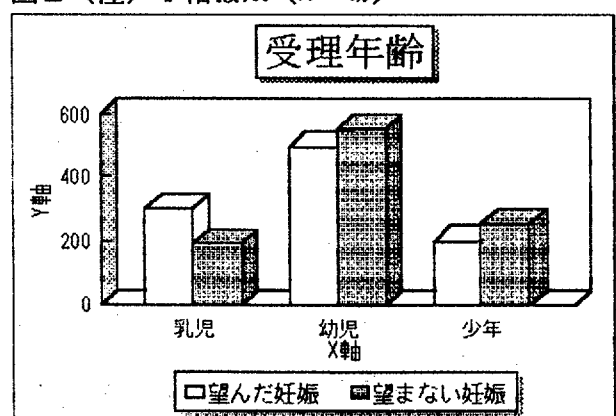
### (2) 受理時の年齢

望んだ妊娠：乳児（1才以下）3例（30%）、幼児前期（1才以上4才未満）4例（40%）、幼児後期（4才以上就学前）1例（10%）、少年（就学以上）2例（20%）

望まない妊娠：乳児（1才以下）9例（19.1%）、幼児前期（1才以上4才未満）17例（36.2%）、幼児後期（4才以上就学前）9例（19.1%）、少年（就学以上）12例（25.5%）

図2の通り望んだ妊娠、望まない妊娠双方とも幼児が50%～55%を占めている。乳児は、望んだ妊娠が30%、望まない妊娠19%

図2（注）Y軸は%（0-60）



と顕著な差がみられる。

(3) 相談経路

通告者

望んだ妊娠：父母5例（50％）、病院2例（20％）、児童相談所1例（10％）、保健所1例（10％）、福祉事務所1例（10％）

望まない妊娠：父母9例（19.2％）、親族3例（6.4％）、近隣4例（8.5％）福祉事務所12例（25.5％）、病院9例（19.2％）、学校幼稚園4例（8.5％）保健所・保健センター3例（6.4％）、警察2例（4.2％）、児童相談所1例（2.1％）

図3（注）Y軸は%（ハ・ミル）

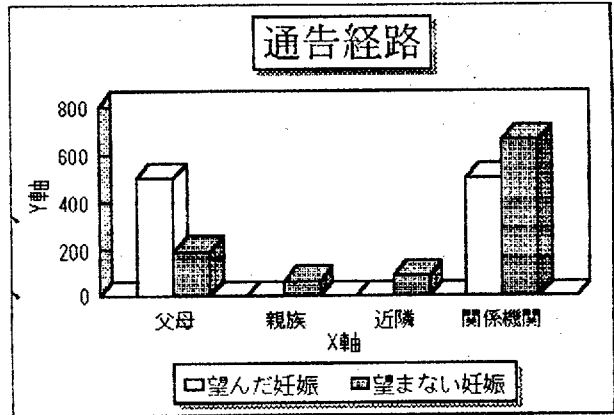


図3の通り望んだ妊娠は、親自身と第三者はそれぞれ半数を占めているが、望まない妊娠は、親自身が2割で第三者が8割を占めている。

発見者

望んだ妊娠・望まない妊娠の発見者を見ると、病院15例（40.6％）、学校・幼稚園・保育所6例（16.2％）、近隣6例（16.2％）、親族3例（8.1％）、福祉事務所3例（8.1％）、児童相談所3例（8.1％）、警察1例（2.7％）となっている。

発見者の中に保健所・保健センターなどの母子保健の検診機関がない。

(4) 主訴

望んだ妊娠：主訴が虐待のは7例（70％）、虐待以外のもの3例（30％）

望まない妊娠：主訴が虐待は37例（78.7％）、虐待以外のもの10例（21.3％）望んだ妊娠も望まない妊娠も7割から約8割が虐待を主訴としている。

虐待以外の主訴の内容は、表2の通りである。

表2

虐待以外の主訴

望んだ妊娠

親自身の通告

- \*子どもの家出・テレクラ遊び
- \*子どもにイライラする

機関

- \*育児に疲れ、イライラしていて、養子に出すことを希望

望まない妊娠

親自身の通告

- \*本児との関係がじっくり行かない  
甘えない、食べない、うそが多い
- \*成長・教育・躾についての母親の接し方、言葉の遅れ、トイレの失敗
- \*子どもの裏表がひどく、すぐ泣くため家庭内がギクシャクする

機関

- \*下校時になっても自宅に帰らない
- \*万引き・窃盗・放浪
- \*施設入所を希望している
- \*親が精神病のため養育できない
- \*子どもの叱り方がわからない

(5) 家族形態

望んだ妊娠：核家族9例（90%）、実父が頻繁に通う0例（0%）、多世代家族0例（0%）その他（親族の同居）1例（10%）

望まない妊娠：核家族40例（85.1%）、実父が頻繁に通う3例（6.4%）、多世代家族4例（8.5%）、その他0例（0%）

望んだ妊娠、望まない妊娠双方とも核家族が85%~90%を占めるが、S県の平成2年度世帯構成比を核家族と多世代家族の割合に修正すると核家族88.3%、多世代家族11.7%となり、特に核家族で児童虐待が起こるとは言えない。

(6) 婚姻形態

①受理時の婚姻形態

望んだ妊娠：婚姻9例（90%）、内縁0例（0%）、不明1例（10%）

望まない妊娠：婚姻39例（83.0%）、内縁7例（14.9%）、不明1例（2.1%）

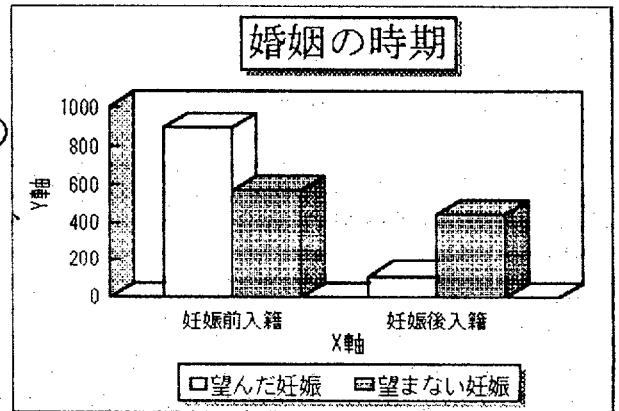
②婚姻の時期

望んだ妊娠：妊娠前入籍8例（88.9%）  
妊娠後入籍1例（11.1%）

望まない妊娠：妊娠前入籍22例（56.4%）、妊娠後入籍17例（43.6%）

受理時の婚姻形態は、望んだ妊娠も望まない妊娠も8割から9割が婚姻をしている。図4の通り婚姻時期を見ると、望んだ妊娠は、約9割が妊娠前に婚姻をしているのに対し、望まない妊娠は、4割強が妊娠後に婚姻をしている。

図4（注）Y軸は%（ハ°-ミル）



(7) 父母の出産年齢

望んだ妊娠：母は、21才から25才3例（30%）、26才から30才4例（40%）  
31才から35才3例（30%）、父は、2

6才から30才5例（50%）、31才から35才4例（40%）、36才以上1例（10%）

望まない妊娠：母は、20以下8例（17.0%）、21才から25才20例（42.6%）、26才から30才9例（19.1%）、31才から35才8例（17.0%）、36才以上2例（4.3%）、父は、20才以下4例（8.5%）、21才から25才16例（34.0%）、26才から30才10例（21.3%）、31才から35才5例（10.6%）、36才以上12例（25.5%）

図5の通り26才未満で比較して見ると、母親は望まない妊娠では3割、望まない妊娠では6割を占め、父親は望んだ妊娠は例が無く、望まない妊娠では4割強であり、望まない妊娠が父母とも若い年齢で出産している。

図5-①（注）Y軸は%（ハ°-ミル）

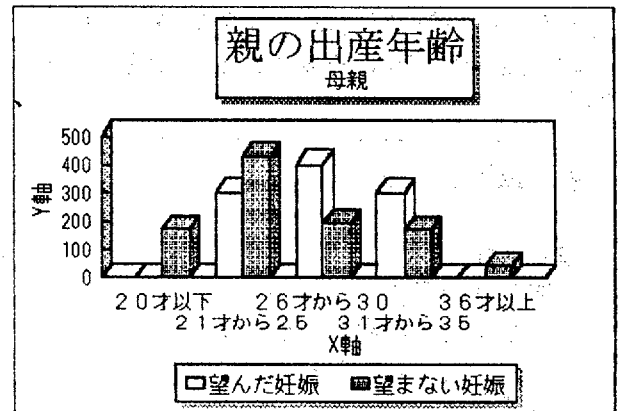
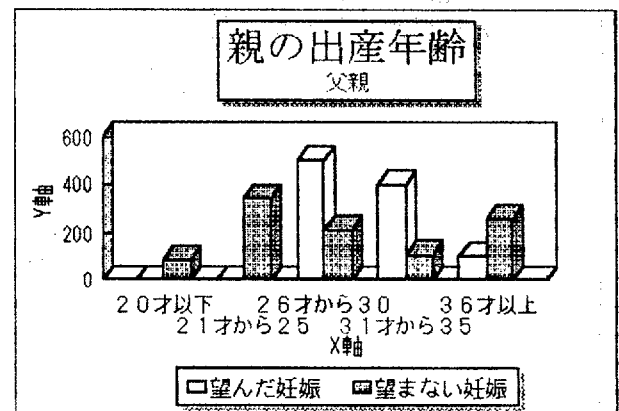


図5-②（注）Y軸は%（ハ°-ミル）



(8) 被害児の出生順位

①出生順位

望んだ妊娠：第1子6例（60.0%）、第2子3例（30.0%）、第3子1例（10.0%）

望まない妊娠：第1子26例（55.3%）、第2子15例（31.9%）、第3子3例（6.4%）、第4子1例（2.1%）第5子1例（2.1%）第7子1例（2.1%）

望まない妊娠も望んだ妊娠も第1子が5割5分から6割を占めている。

②第1子の同胞の有無

望んだ妊娠：有り1例（16.7%）、無し5例（83.3%）

望まない妊娠：有り12例（46.2%）、無し（53.8%）

望んだ妊娠は8割が同胞がいないいわゆる一人っ子であり、望まない妊娠は、なしが7.6ポイント低いに止まっている。

(9) 主たる虐待者

望む妊娠：母親が、6例（60%）で、父親が、4例（40%）である。

望まない妊娠：母親が、27例（58.0%）父親が、20例（42.0%）である。

望んだ妊娠、望まない妊娠双方とも主たる虐待者は、母親が約6割を占める。

(10) 発生時年齢

望んだ妊娠：乳児期4例（40%）、幼児期前期3例（30%）、幼児後期2例（20%）、不明1例（10%）

望まない妊娠：乳児期24例（51.1%）、幼児期前期6例（12.8%）、幼児後期8例（17.0%）、少年5例（10.6%）、不明4例（8.5%）

望んだ妊娠、望まない妊娠双方とも乳児期が4割から5割と一番割合が高く、幼児前期までに7割～8割以上が発生している。

(11) 発生児から受理までの期間

望んだ妊娠：1年未満7例（70%）、1年以上3年未満1例（10%）、3年以上1例（10%）、不明1例（10%）

望まない妊娠：1年未満14例（29.8%）、1年以上3年未満18例（38.3%）、3年以上11例（23.4%）、不明4例（8.5%）

望んだ妊娠は、1年未満が7割を占め、望まない妊娠は、1年以上が6割強を占める。

(12) 虐待の種類（複数計上）

望んだ妊娠：身体的虐待10例（90.9%）、保護怠慢・拒否1例（9.1%）

望まない妊娠：身体的虐待39例（62.9%）、保護の怠慢・拒否21例（33.9%）、性的虐待2例（3.2%）、

図8・9の通り望んだ妊娠は、身体的虐待が9割を占め、望まない妊娠は、身体的虐待が6割強で保護の怠慢・拒否が3割強を占めているが、種類が複合している。

図6 (注) Y軸は% (ハﾟ-ミル)

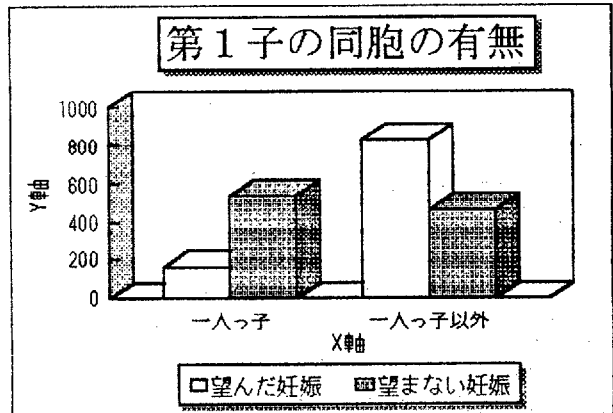


図7 (注) Y軸は% (ハﾟ-ミル)

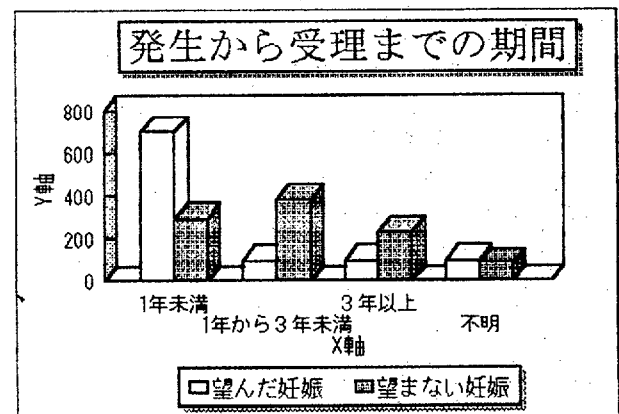
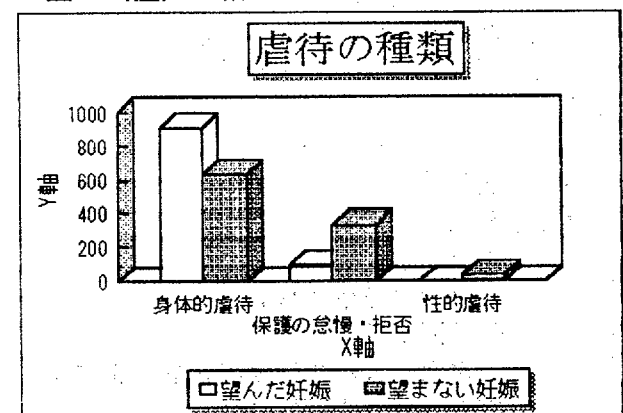


図8 (注) Y軸は% (ハﾟ-ミル)



虐待の種類複合の内容

望んだ妊娠：身体的9例（90%）、身体的・保護の怠慢・拒否1例（10%）

望まない妊娠：身体的24例（51. %）、保護の怠慢・拒否7例（14. 9%）、性的1例（2. 1%）、身体的・保護の怠慢・拒否12例（25. 5%）、身体的・保護の怠慢・拒否・心理的1例・身体的・性的・保護の怠慢・拒否1例、身体的・心理的1例

図9の通り望まない妊娠は、望んだ妊娠と比べて、種類が複合していて特に身体的虐待と保護の怠慢が複合している。

(13) 虐待の頻度

望んだ妊娠：ほぼ毎日1例（10%）、週1回以上2例（20%）、たまに3例（30%）、周期的0例（0%）、断続的3例（30%）、不明1例（10%）

望まない妊娠：ほぼ毎日19例（40. 4%）、週1回以上7例（14. 9%）、たまに3例（6. 4%）、断続的9例（19. 1%）、周期的1例（2. 12%）、不明8例（17. 0%）

図10の通り望んだ妊娠は、たまにと断続的で6割を占め、望まない妊娠は、ほぼ毎日と週1回以上で半数以上を占める。

(14) 虐待の手段

望んだ妊娠：①世話をしない・②放置する（11. 1%）③物は使わずに傷つける（59. 3%）④物を使って傷つける（14. 8%）⑤心理的傷をつける（14. 8%）⑥性的行為（0%）である。

望まない妊娠：①世話をしない・②放置する（32. 8%）③物は使わずに傷つける（44. 0%）④物を使って傷つける（16. 4%）⑤心理的傷をつける（6. 08%）⑥性的行為（0. 8%）である。

図11の通り比較すると、望まない妊娠は世話をしなかったり放置する割合が21. 7ポイント高い。

手段の内容は、表4の通りである。

表4

手段（複数計上）

望んだ妊娠

- ①世話をしない
  - \*食事を与えない
- ②放置する
  - \*家に入れない\*置き去りにする
- ③物は使わずに傷つける

図9（注）Y軸は%（パーセント）

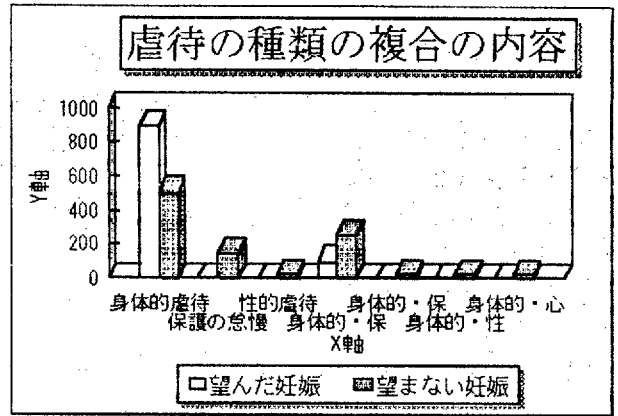


図10（注）Y軸は%（パーセント）

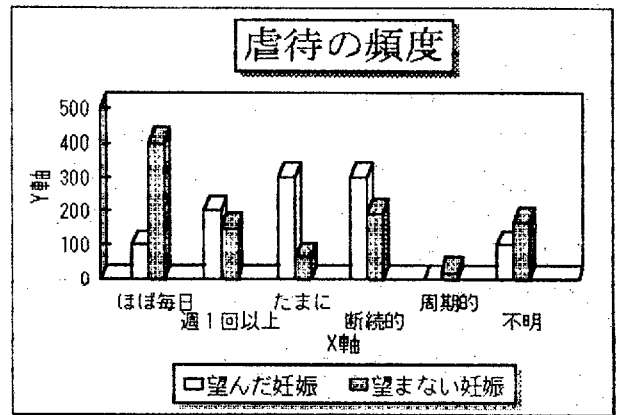
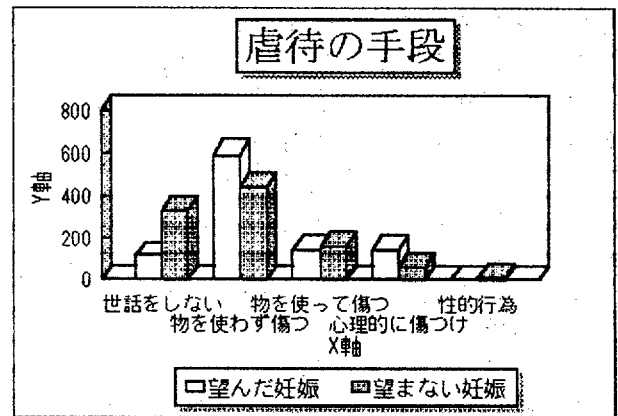


図11（注）Y軸は%（パーセント）



- \*叩く・殴る (7) \*ひっかく (2) \*投げ飛ばす \*蹴飛ばす (3)
- \*髪をつかんで引きずり回す \*肘でどつく \*髪をつかんで頭を打つける
- ④物を使って傷つける
  - \*物で叩く (2) \*頭から洗剤をかける (2)
- ⑤心理的傷をつける
  - \*暴言を吐く

望まない妊娠

- ①世話をしない
  - \*食べ物を与えない (15) \*着替えさせない (2) \*衣類を着せない (2)
  - \*かまわない (2) \*ミルクをあげない \*おむつを替えない \*高熱を出したてもいつも保育園へ迎えに行かない \*病気になっても処置をしない \*世話をしない \*凍傷になっても処置をしない \*入院中見舞いにこない \*兄弟とちがいみすばらしい格好をさせる
- ②放置する
  - \*夜一人で置く (3) \*家に入れない \*置き去りにする (3) \*鎖でトイレに繋ぐ \*一室に閉じこめる \*裸にして外に出す \*首に縄をつけて裸で置く \*登校させない (2)
- ③物を使わずに傷つける
  - \*殴る・叩く (33) \*蹴る (7) \*投げつける (4) \*つねる (2) \*頭を揺らす \*高いところから落とす (2) \*床にたたきつける \*手で口を塞ぐ \*ひっかく \*首を絞める \*かみつく (2) \*強く引っ張る \*突き飛ばす \*宙づりにして突き飛ばす \*口の中に指を入れる
- ④物を使って傷つける
  - \*物で叩く \*水風呂につける (2) \*鑊を手にとらす \*刃物鋏で切る (2) \*物を投げる (2) \*酒を飲ませ吐血させる \*熱湯をかける \*火傷を負わす \*風呂で溺れさせる (2)
- ⑤心理的傷をつける
  - \*罵倒する
- ⑥性的行為
  - \*性的行為の強要

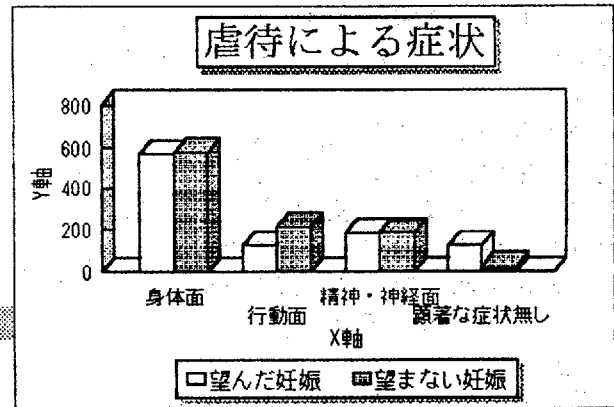
(15) 虐待の症状 (複数計上)

望んだ妊娠: 身体面の症状9件 (56.3%)、行動面の症状2件 (12.5%)、精神・神経面の症状3件 (18.8%)、顕著でない2件 (12.5%)

望まない妊娠: 身体面の症状73件 (57.5%)、行動面の症状27件 (21.3%)、精神・神経面の症状24件 (18.9%)、顕著でない3件 (2.4%)

図12の通り比較すると、望まない妊娠は、行動面の症状が8.8ポイント高く、顕著な症状がないが10.1ポイント低い。(15)

図12 (注) Y軸は% (ハ-シ)



虐待の症状 (複数計上)  
表5

症状の内容は、表5の通りである

症状 (複数計上)  
望んだ妊娠



①身体面の症状

\*あざ(2)  
\*硬膜血腫(2) \*頭蓋内出血(2) \*脳挫傷 \*頭蓋骨折 \*大泉門の腫れ

②行動面の症状

\*落ちつきなし \*言語の遅れ \*大人の顔色を伺う

③精神・神経面の症状

\*家に帰りたがらない \*過食 \*集団不適応 \*家出・徘徊 \*嘔

望まない妊娠

①身体面の症状

\*あざ(13) \*皮下出血(5) \*打撲(3) \*顔が腫れる(2) \*目が腫れる  
\*火傷 \*陰部に火傷 \*凍傷  
\*硬膜血腫(5) \*頭蓋内出血(3) \*脳内出血 \*脳梗塞症 \*外傷性水頭症  
\*低酸素性虚血性脳症の疑い \*頭蓋骨骨折  
\*骨折  
\*傷(5) \*ミミズばれ(2) \*裂傷(2) \*切り傷(2) \*爪痕 \*刺し傷  
\*噛み傷 \*裂傷 \*かさぶた \*口から出血 \*全身多発性外傷 \*頭部外傷  
\*首に絞められた跡 \*座っていた首がグラグラ \*けいれん発作 \*呼吸困難  
\*栄養障害 \*低体重・低身長

②行動面の症状

\*落ちつきない(8) \*放浪・徘徊(4) \*嘔(2) \*いたずら(2) \*食欲不振  
\*集団不適応 \*だらしない \*多動 \*異食 \*メソメソする \*情緒発達の遅れ  
\*自殺企図 \*火遊び \*盗み \*おねしょ

③精神・神経面の症状

\*大人の顔色を伺う(4) \*なれなれしい(4) \*全体的遅れ(4) \*表情が乏しい(2)  
\*無気力(2) \*おびえ・おどおどしている(2) \*筋硬直 \*脱毛  
\*情緒不安定 \*過度な甘え \*集中力なし \*よく泣く

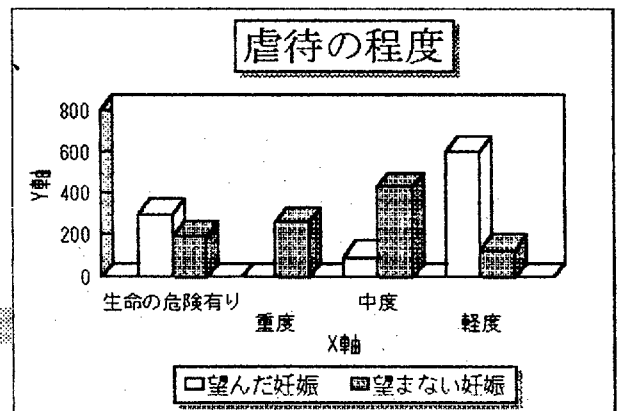
(16) 虐待の程度

望んだ妊娠：生命の危険があり3例(30%)、重度0例(0%)、中度1例(10%)、軽度6例(50%)

望まない妊娠：生命の危険があり9例(19.1%)、重度12例(25.5%)、中度20例(42.6%)、軽度6例(12.8%)

図13の通り望んだ妊娠は、軽度が半数を占め、生命に危険がありが3割を占めている。望まない妊娠は、中度が4割強を占め、重度が2割5分を占めている。中度以上で見ると約7割を占め、望んだ妊娠の軽度5割と比べると大きな差がみられる。

図13 (注) Y軸は% (1°-31)



(17) 児童相談所の処遇

①処遇

望んだ妊娠：助言指導3例(30%)、在宅指導3例(30%) そのうち一時保護実施1例、施設入所4例(40%) そのうち一時保護1例

望まない妊娠：助言指導6例(12.8%)、在宅指導13例(27.7%) そのうち一時保護実施4例、施設入所28例(59.6%) そのうち一時保護9例

②施設入所の内訳

望んだ妊娠：乳児院1例(25%)、養護施設1例(25%)、肢体不自由施設2例(50)

%)

望まない妊娠：乳児院15例(53.6%)  
養護施設8例(28.6%)、教護院2例  
(7.1%)、肢体不自由施設2例(7.1  
%)、重症心身施設1例(3.6%)

図14の通り助言指導を見ると、望んだ妊  
娠が望まない妊娠よりも17.2ポイント高  
く、一方、施設入所は、望まない妊娠が、1  
9.6ポイント高い、在宅指導は、望んだ妊  
娠が2.3ポイント高いがほとんど差がみら  
れない。

### 3. 児童について

#### (1) 心身障害及び疾病の有無

望んだ妊娠：有り1例(10%)、なし9  
例(90%)

望まない妊娠：有り19例(40.4%)、  
なし23例(49.0%)、不明5例(10.  
6%)

図15の通り望んだ妊娠では、障害や疾病  
がほとんどないが、望まない妊娠では、4割  
が何らかの障害や疾病を持っている。

障害・疾病の内容は表6の通りである。

表6

#### 障害・疾病(複数計上)

##### 望んだ妊娠

\*生後2月の時に高熱で10日入院

##### 望まない妊娠

\*知恵遅れ(4) \*低体重児(4) \*斜視(3) \*喘息(2) \*聴力異常 \*先天  
性代謝異常 \*極小未熟児 \*水頭症 \*言葉の遅れ \*ダウン症 \*心内膜欠損  
症 \*十二指腸閉塞 \*脳性麻痺 \*高ビリルビン血症 \*未熟児くる病 \*貧血  
\*黄疸 \*動脈管閉存症

#### (2) 妊娠中及び出産児の異常の有無

望んだ妊娠：異常有り5例(50%)、異  
常なし4例(40%)、不明1例(10%)

望まない妊娠：異常有り21例(44.7  
%)、異常なし18例(38.3%)、不明  
8例(17.0%)

##### 異常の内容(複数計上)

望んだ妊娠：妊娠時1件(9.1%) 出産  
時10件(90.9%)

望まない妊娠：妊娠時17件(40.5%)  
出産時25件(59.5%)

望んだ妊娠も望まない妊娠も5割から4割  
強が何らかの異常を訴えている。

図16の通りその内容を見ると、「望んだ妊娠」では妊娠中のはほとんどなく、9割が  
出産時のものである。それに対し「望まない妊娠」は妊娠期からの異常が約6割を占めている。

図14 (注) Y軸は% (ハ°ミル)

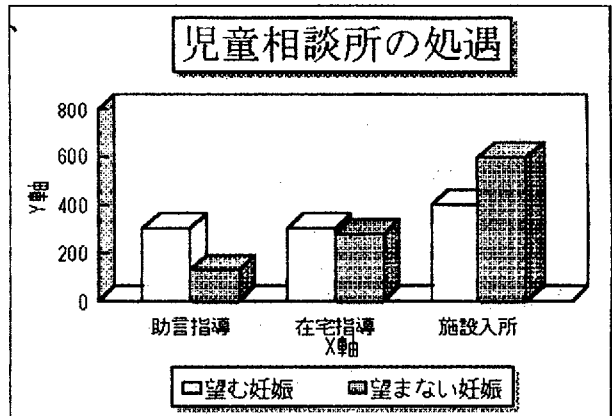


図15 (注) Y軸は% (ハ°ミル)

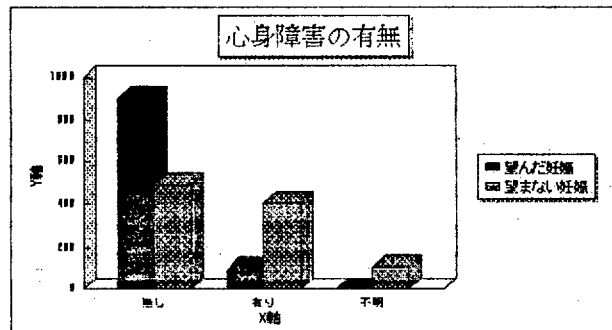
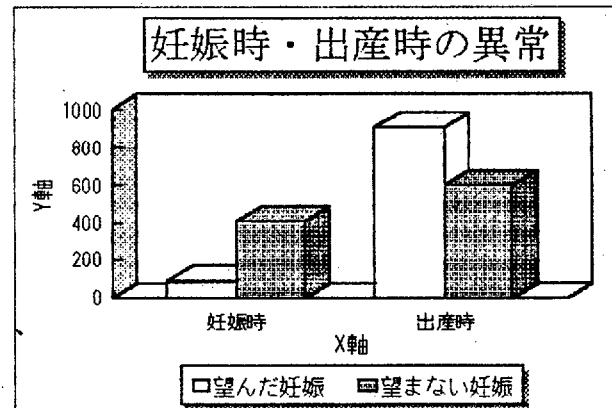


図16 (注) Y軸は% (ハ°ミル)



異常の内容は表7の通りである。

表7

異常の内容 (複数計上)	
望んだ妊娠	
妊娠時:	*切迫流産
出産時:	*帝王切開 (2) *吸引分娩 (2) *胎児仮死 (2) *低体重 (2) *弛緩性出血 *保育器使用
望まない妊娠	
妊娠時:	*切迫流産 (6) *妊娠中毒で入院 (3) *妊娠中母赤痢 *貧血の治療 *カンジタで入院 *肺炎で6ヶ月入院 *虫垂炎 *喘息
出産時:	*帝王切開 (6) *保育器使用 (4) *早産 (4) *経管栄養 (2) *低 体重 (2) *極小未熟児 (2) *難産 *陣痛促進剤使用 *羊水混濁 *羊水過多 *さい帯てん絡 *自宅分娩 (2)

(3) 虐待者が気にしていた児童の行動・性格

乳幼児期では、望んだ妊娠は能力や、行動・対人行動について気にしていないが望まない妊娠では、特に対人行動の面で、虐待者との関係の中で起こっている行動が問題になっている特徴がある。

虐待者が気にしていた児の行動・性格は表8の通りである。

表8

虐待者が気にしていた性格・行動 (複数計上)		
乳幼児期		
	望む妊娠	望まない妊娠
性格	だだをこねる	のろま、スローテンポ (3) 不器用 すぐ泣く マイペース 聞き分けがない、頑固 家の隅にいる、暗い 気が強い
能力	なし	言葉が少ない、言葉が遅い しゃべられない 物覚えが悪い、名前がかけない 数がわからない
行動	なし	思い通りにならないとひっくり返って泣く 家の中に醤油やマヨネーズをまき散らす 嘘 (3) 口をあけずにものを言う 下の子をいじめる 判っているのに動かない 友達に引きずられる (2)
対人 行動	なし	親の顔色を伺う 大人のような目で軽蔑したようにみる

		保育室でできたことが家出はできない 家で笑わない(2)、父になつかない 他人にべたべた甘える(3) 母親になつかない(3)
生理 的	泣くのがうるさい 食事中にこぼす 一日中菓子を食べている 夜遅くまで寝ない	大声で泣く(5) 食べない(2) ミルクを吐きやすい(8) 排泄を教えない 食事に1時間もかかる 満腹でも、いくらでも食べる
小中学校期		
性格	表現できない  誤解されやすい はっきりいやといえない	きちんとしている時と忘れ物の多い時とむら がある 言うことを聞けない 落ちつきがない(3) 自分勝手な行動が多く、叱られても改善しな 目付きが生意気
能力	勉強ができない	勉強の遅れ
行動	なし	登下校時にバスで遠出してしまう 明らかにわかる嘘をつく(3) 近所へのいたずら 帰宅が遅い 興奮すると行動が止まらない テレビを見ない 兄や親のものを盗む 盗み食いをする おもらしをわざとする
対人 行動	甘えが少ない 何か友達にされるとビクッとする 被害妄想	叱られても同じことを繰り返す
生理 的	なし	なし

(4) 児相が観察した児童の行動特徴、性格傾向

望む妊娠では、行動的、情緒的問題はでているが、能力的、身体的問題はでていない。望まない妊娠では、身体的、能力的問題もあり、いろいろな面で影響がでている。それもかなり早い段階からケアされていないことが推測される。

児相が観察した児童の行動特徴、性格傾向は表9の通りである。

表9

児相が観察した児童の行動特徴・性格傾向

望む妊娠

望まない妊娠

能力	
知的には普通 (3件)	知的には普通 (7件) 理解力が劣る (15件) 落ちつきがない (7件) 集中力がない (5件)
行動	
	周囲に流されやすい、周囲の動きを見ながら自分を出す (4件) 対人関係がスムーズに行かない (4件) 父母の前で硬直する (3件) 他者に警戒的 (5件)
分離時に不安を示さない (1件)	分離時に不安を示さない (1件) 母に気を使う、緊張関係 (2件) きびしい人に従順で、優しい人に際限なく要求や不満を出す (1件)
冷ややかな目、口調 (1件) 大人への不信感 (1件)	
攻撃的、乱暴 (2件) いたずらが多い (1件)	過食 (2件) いたずらが多い (1件)
身体的問題	
	体格・体重が標準より極端に小さい (7件) 栄養失調 (1件)
情緒的問題	
情緒不安定 (3件)	情緒不安定 (9件) 表情が硬い (5件)
頑固 (1件) ヒステリックになり收拾がつかない (2件)	頑固 (1件) ヒステリックになり收拾がつかない (1件)
自己中心的・強調性にかける (1件)	自己中心的・強調性がない (1件) おどおどしている (2件) 子供らしさにかける (1件)

## 考察

### 1. 妊娠について

望まない妊娠が約60% (図1) を占めている。実態としては、指標⑦がもっとも多く、ついで①、②、⑤、⑥、となっている。ここから「若年、あるいは婚姻外」で「子どもを欲しいと思っておらず」「妊娠中のケアに無関心、出産の準備に消極的」で「出生した乳児への関心、愛着も見られない」という母親の姿が浮かび上がってくる。妊娠、出産に対する母親自身の意思が感じられず、積極的に産むつもりも、中絶するつもりもなかったと理解できる。指標③は、父母の合意の問題であるが、内容を見ると、母が自身の妻の座を子どもの出生によって、安定させようと考えての妊娠が目につく。

実態をまとめてみると以下のとおりである。

妊娠については、i 成りゆきで妊娠してしまった、ii 欲しくないのに妊娠してしまった、iii 父をつなぎ止めるのに妊娠した。

中絶をしなかったのは、i 妊娠に気づくのが遅かった、妊娠には気づいていたが、中絶の時期を逸した。ii 夫や親に説得された。iii 中絶費用がなかった。iv かわいそうだった。v 夫が中絶をしろと言ったので、意地になって産んだ。

不安に思った点は、i 夫婦関係、ii 経済面であり、出産までや子育てについての不安が見られない。

## 2. 概要

### (1) 性別

望んだ妊娠と望まない妊娠との間に大きな差はない。性差についても差はみられない。

### (2) 受胎時の年齢

望んだ妊娠も望まない妊娠も、幼児が半数(図2)を占めている。親が気にしていた子どもの行動、性格でみられるように、夜なかなか眠りつかない、よく泣く等子育てのしにくさが、要因の一つと思われる。親に対して子育て支援をすることで虐待を防止できるケースもあると考えられる。

望んだ妊娠と望まない妊娠では、乳児の比率に差がみられる。これは、望まない妊娠では、発生から受胎までの期間が長期間であること(図8)と関係していると思われる。

### (3) 相談経路

望んだ妊娠では、図3の通り親からの通告が50%有り、望まない妊娠では、第三者からの通告が80%であり、親からの通告は20%にすぎない。望まない妊娠での、医療機関からの通告は、虐待の程度が「生命の危険がある」、「重度」がほとんどである。また福祉事務所からの通告では、中度が多く、放置、放任、養育拒否が重なっている。それに対し望んだ妊娠では、親自身の虐待をしてしまう主訴や育児不安等で「軽度」なものが多い。

発見者の中に保健所、保健センターなどの母子保健の検診機関がない。柏女等<sup>1</sup>が述べている「福祉と保健の連携がシステム化されておらず、しかも児童福祉的な対応と母子保健的な対応とが制度上、実践上セクト的性格を持っている」という指摘と一致する結果となった。虐待の早期発見や早期対応の面での大きな課題と言える。

### (4) 主訴

望まない妊娠では、第三者の通告が多く、主訴の90%が虐待そのものであり、程度も中度から重度で、特に病院からの通告は、「生命に危険がある最重度」が多く、生命に危険があるか、放置すれば命に関わってくることが予測できるようなケースが多い。例えば「母親に殴られ硬膜下血腫で入院、保存療法で回復したが家に戻すのは心配である」「入院中の本児の状態から虐待の疑いがある。親は風呂で溺れたと言っている。」といったケースである。(No. 16、21、28、39、67、70)

地元の福祉事務所が関わった場合は「下校時家に帰りたがらない、バスで遠くに出かけ戻れなくなり警察で保護されることが多い」「子育てについて父母の意見が食い違い、母のストレスが強く本児に暴力を振るう。」「育児に疲れて子育てをする気になれない、養子に出して欲しいとの訴えがある」(No. 17、51、54、55)など保護の怠慢拒否が重なっていて、程度は「中度」のものが多い。

望まない妊娠で、虐待者自身の通告8例(No. 3、17、18、41、42、43、44 うち同胞2組)の主訴を個々に見ると、「子供の裏表が激しい」「関係がしっくり行かない」「すぐ泣くため家庭内がぎくしゃくする。」「甘えない」「嘘が多い」「食べない」「トイレの失敗をする」「言葉が遅れている」などで、望んだ妊娠に比べると虐待をしてしまう親自身の問題を主訴にした事例は少なく子どもの問題にしている。

望まない妊娠では、ほとんどの事例で虐待者が虐待していることを認識していないかあるいは否認していると言える。

望んだ妊娠の主訴を個々にみていくと例えば「今、夫は出張中で、子どもと二人きりである。こどもが泣くと首を締めてしまいたくなる。子どもを預かってもらえないだろうか。」「子供にいらいらする」などの理由で育児不安を背景とし虐待者自身がs o sを出している(No.

1、2、26、27、30、36)のものが半数であり、いずれも軽度のうちに来所している。

このように本人に問題意識がある場合には、その人を中心とした育児の支援システムを地域の中に築いていくことで、援助が可能になることが多いが、望まない妊娠に多く見られる問題意識を持たない場合にはその援助が困難になる。

#### (5) 家族形態

核家族が占める割合が、望む妊娠、望まない妊娠ともに90%であるが、S県の核家族と多世代家族の構成比を見ると、核家族が88%を占めており核家族に特別多く起きているとは言えない。

#### (6) 婚姻形態

受理時を見ると、望んだ妊娠も望まない妊娠も90%と83%が婚姻をしており大きな差はみられない。しかし図4の通り婚姻時期を見ると、望んだ妊娠は、90%が妊娠前に婚姻をしているの比べ、望まない妊娠では、44%が妊娠後に婚姻をしている。このように望まない妊娠では、妊娠後、出産後の婚姻が特徴と言える。

細かくみていくと望まない妊娠では、「妊娠がわかったとき、子どもを欲しくなかった」「妊娠中のケアをしていない、出産の準備をしていない」など、予期しない妊娠であったり、「10代の妊娠」で、妊娠、出産についての知識に欠けていたり、準備ができていない。さらに支えとなり協力者となるべき父親(夫)を頼ることができない。また、3-3(3)養育者についてで、述べているように父親は子供の世話を母任せにし、働きが悪く、経済的には困窮し、母親に対し暴力的である。(NO. 29、36、47、63、67、69、75)

父親の虐待を見ると、特徴として父親の年齢が若い(NO. 6、29、36、75)、不安定な就労状況だったり、借金があって、生活が困窮している(NO. 15、17、18、31、52、75、80)など、成りゆきで父親になり、将来への見通しや、子育てや家庭を営む計画がなく、未成熟で、母親にも暴力的な例(NO. 47、58、63、65、66、67、69)も多い。子供の虐待にたいして、母は「母の能力的、身体的、精神的な問題などから子供を守ることができなかつたり(NO. 6、15、17、18、29、34、66、67、70、止めるとよけいに暴力を振るうために手が出せない(NO. 39、75、79)母に暴力を振るったり、父の言いなり(NO. 41、49、72、73)等子供を守れない。母が異性関係があって無関心もある(NO. 6、19)。子供をかばうのは少ない(NO. 47、63)。

また母親の虐待を見ると、例えば「育児は母親まかせ、家計を顧みない」「暴力を振るう」「子育てのことで喧嘩が絶えない」(NO. 11、12、21、22、26、28、50、51、54、55、74)など夫婦間の問題が多い。父親の特徴から、経済的に不安定で、母親にも暴力的と言うことから、夫婦(父母)関係に問題がでてくることは当然といえる。そのため夫婦で協力して子育てをすることが困難であり、母親自身が精神的に不安定になっている例もある。(NO. 22、50、54、55)

これは1の望まない妊娠の実態の通り、出産も中絶も余り考えておらず、成り行きで子どもを産み、成り行きで結婚をし、お互いを十分知らず、子育ての仕方について合意ができておらず、夫婦はお互いのやり方の差を否応なく直面する。その結果、子育てをめぐる喧嘩となる。子育ては誰にとっても大変なことであるが、望まない妊娠では、子育てに消極的で、夫婦の協力がなく、喧嘩の種になっており、子育てを放棄したり、身体的虐待を増悪させることとなる。望まない妊娠は虐待要因の一つと考えられるが、妊娠後の婚姻は、ボタンのかけちがいの様に、育児過大、経済的不安定、夫婦不和等の問題が次々に起こり、安定した子育てをますます困難になり、子育ての放棄や、子どもへの暴力が慢性的になってくる悪循環が読みとれる。

望んだ妊娠を見ても、離婚を考えた、円満調停中等、夫婦関係に問題がある例が多くあり、夫婦関係の悪さが虐待の要因となっている。(NO. 45、46、48、60)

#### (7) 父母の出産年齢

図5-①、②の通り望んだ妊娠では、母の出産年齢は、26歳以上が70%、父は全員が26歳以上であった。それに比べて、望まない妊娠では、母は60%が25歳以下で、20歳以下も17%であり、父も25歳以下が43%である。このように望まない妊娠では父母ともに

望んだ妊娠より若年で親になっていることが特徴としてみられる。全国統計<sup>2</sup>と比較すると、平成3年の全国の平均初婚年齢は、男が28,4歳、女が25,9歳になっている。また女性のライフサイクルの変化(全国平成3年)を見ると1960年生まれの女性の第一子出産年齢は26,7歳であり、望んだ妊娠は、平均的であるが、望まない妊娠では、若年の出産である。

#### (8) 被害児の出生順位

第一子に対する虐待が、望んだ妊娠、望まない妊娠ともに60%と55%と両者の間には差はなく、一番多くなっている。同胞のいないいわゆる一人っ子は、望んだ妊娠では、第一子の中で16,7%、望まない妊娠では第一子の中で53,8%となっている。

#### (9) 主たる虐待者

望む妊娠、望まない妊娠ともに、母親が60%を占めている。

主訴、婚姻関係、出産年齢を見ると母親への養育負担が推察される。

#### (10) 発生時年齢

望んだ妊娠、望まない妊娠ともに、幼児期前期(0~3歳)までに70%以上が発生している。これは関口<sup>3</sup>、大久保ら<sup>4</sup>の指摘と一致する。

また望んだ妊娠、望まない妊娠ともに、被害児には第一子が多いことや、虐待者が気にしていた児童の行動・性格の内容(表8)と併せて考えると、親が子供を養育する能力がきわめて稚拙で、「養育未熟」の状態にあると言う松井<sup>5</sup>の指摘する虐待家庭に共通する養育上の問題が浮き彫りになってくる。

#### (11) 発生時から受理までの期間

図7の通り望んだ妊娠は、1年未満が7割を占め、望まない妊娠は、1年以上が6割強を占める。望んだ妊娠が早い時期に受理をし、望まない妊娠はその時期が長期間である。これは、望んだ妊娠では親が自ら児童相談所へ相談に訪れていることが多く、望まない妊娠では、関係機関が虐待を発見し、児童相談所へ通告することが多いということで通告経路に違いがある。

主訴で明らかになった、虐待の認識の違いがある。

望まない妊娠では、第三者からの通告となり、ほとんどのケースで虐待者が虐待をしていると言うことを認識していないか、否認しているといえる。また虐待の種類も身体的虐待に保護の怠慢をとまなっていることが多く、そのために「重度」「中度」の身体的虐待まで発展しないと、周囲が虐待と気づくことが難しく、虐待発生から通告(児相での受理)までに時間がかかることになるのではないかと推測される。このことは、柏女等<sup>1</sup>述べている「わが国では児童福祉報25条により国民一般に罰則のない通告義務が課せられている。しかし一般的な関心が高まらない限り、いかに定義が確立されたとしても、特にわが国のような「私権」の強い国に置いては通告が限定される。」と危惧している現状を表していると言える。一方このことは、母子保健、母子福祉、児童福祉の分野での連携による早期発見システムの確立の必要性を指摘していると言える。

#### (12) 虐待の種類・程度

虐待の種類を、受理時の年齢、程度とクロスしてみると、一歳未満では、身体的虐待で生命に危険のある(最重度)程度のものが、望んだ妊娠では3例(N0. 31、45、46)30%望まない妊娠では7例(N0. 10、16、21、36、43、66、67、80)15%で多く、一歳未満の乳児では、身体的虐待が即生命に影響することが言える。図8、9の通り望んだ妊娠では、他の年齢でも身体的虐待が多く、程度は軽度が多い。望まない虐待では、身体的虐待が多いが、身体的虐待に保護の怠慢が重なったものも多く、1歳~3歳では生命に危険のある程度も含めて、中度以上の発達に影響をする程度のものが多い。

主訴、通告者を見ると望む妊娠では、虐待者本人から虐待をしていることで通告(相談)が多く、虐待者本人が通告してきた場合は、程度は軽度である。虐待者の子育ての苦悩を受けとめ、子育て支援をしていくことで在宅援助が可能になる。望まない妊娠では、機関からの通告で、虐待者は虐待を認識していないものが多い。

#### (13) 虐待の頻度

図10の通り望んだ妊娠では、たまに・断続的のが60%である。身体的虐待がたまに・断



続的にあり、程度は軽度が多い。望まない虐待では、ほぼ毎日、週1回以上が半数以上ある。保護の怠慢・拒否は日常的で、毎日のものの大半を占めている。

#### (14) 虐待の手段

図11の通り望んだ妊娠に比べ、望まない妊娠では、世話をしなかつたり放置するが多い。また、鑊を手にとらす、刃物や鋏で傷つける、熱湯をかけたり火傷を負わせたり、風呂で溺れさせるなどものを使って傷つけ、やり方も残忍である。

#### (15) 虐待の症状

図12の通り望んだ妊娠、望まない妊娠の間で、症状に大きな差はみられないが、違いとして望まない妊娠は、行動面の症状が8.8ポイント高く、それに対して望んだ妊娠は顕著な症状がないが10.1ポイント高い。

#### (16) 児童相談所の処遇

図14の通り助言指導を見ると、望んだ妊娠が望まない妊娠よりも17.2ポイント高く、一方、施設入所は、望まない妊娠が、19.6ポイント高い、在宅指導は、望んだ妊娠が2.3ポイント高いがほとんど差がみられない。このことは、(12)でも触れたように、望んだ妊娠では、虐待者自身が虐待について通告してきており、程度は軽度が多く、望まない妊娠では、機関が通告しており虐待者自身には虐待の認識がなく、程度も中度以上が多い。この点からも望まない妊娠では、子供がひどい傷を負って受診したり、他者に迷惑をかけたりする事で、虐待がわかり、通告となるが親に虐待をしているという認識がなく、繰り返されるために施設保護になるケースが多いと言える。

### 3. 児童について

#### (1) 児童の心身障害の有無

図15の通り望んだ妊娠で何らかの異常がみられたのは10%で、その内容も生後の疾病による入院である。それに対し、望まない妊娠では、40%に異常がみられる。内容は多岐にわたり、出生時からハイリスクを負っていることがわかる。これらハイリスク児の発見、指導は医療、母子保健が中心に行われているが、虐待の早期発見と予防という観点からみると、医療と母子保健の連携、そして検診内容についても母子だけでなく父も含めた家族の視点を強化すること、関係機関と役割を明確化した地域のネットワークの確立などが重要になってくることを指摘している。

#### (2) 妊娠中及び出産時の異常の有無とその状態

何らかの異常があったと記述されていたのは、望んだ妊娠が50%、望まない妊娠が45%であった。図16の通りその内容を見ると、望んだ妊娠では、妊娠中の異常は1例(N0.48)だけで、ほとんどが出産時のものであった。(N0.9, 34, 45, 46)出生時の長期の入院による母子分離経験は、子供への愛情がわきにくくなり虐待の一因と言われるが、今回の調査では、出産時の異常によって入院が長引いたか否かは不明である。それに対し望まない妊娠では、切迫流産、妊娠中毒、赤痢や肺炎と言った疾病などの妊娠中の異常が多くみられるのが特徴である。(N0.4, 6, 10, 13, 18, 28, 36, 43, 51, 65, 68, 79, 80)

#### (3) 養育者について

代替機能の利用について、望んだ妊娠の場合は、乳児期に保育所・乳児院を利用している割合が高い。望まない妊娠では、乳児期には保育所・乳児院の利用はない。しかし年齢を追うに従いその利用は増え、幼児期後期には70%が代替機能の保育所や施設を利用している。

環境についてみる。望んだ妊娠も、望まない妊娠も核家族が多い(90%、91%)望んだ妊娠にはほとんどないが、望まない妊娠では夫婦間に葛藤があり(21例)関係が悪い、父は子供の世話を母のみに押しつけてほとんど係わらない5例(N0.2, 3, 4, 55, 64,)等父母で力を合わせて養育するということがない。加えて、父の働きが悪いという不満も含め、経済的に苦しいことから、常に母はいろいろした中での子育てがうかがえる。さらに、母は育児ノイローゼ3例(N0.56, 57, 80)、知的に低い3例(N0.17, 18, 32)

がみられた。また父方実家及び母方実家との関係が悪い2例（NO. 13、22）、近隣や友人関係から孤立している。

以上から養育者について焦点を当てた場合、虐待者と被虐待児のみの問題ではなく、夫婦の不安定さ、未熟さや疾患、社会生活からの孤立、経済苦など多くの問題がみられる。

#### （4）虐待者が気にしていた児童の性格、行動

望んだ妊娠の場合は、目の前で起こっていることに困っている。例えば、乳幼児で、泣くのがうるさい、一日中菓子を食べている、夜遅くまで寝ないといったことがある。望まない妊娠では、子供の行動そのものではなく、その子供の裏側にある子供の心理、即ち親の拒否感情を反映したと思われる子どもの行動を困ったこととして捉えている特徴がある。例えば、「幼児が母になつかない」「大人のような目で軽蔑したようにみる」「家で笑わない」といったことである。（NO. 4、20、26、47、51、56）このことは、虐待の種類で見られる保護の怠慢・拒否との複合した傾向と関係していると考えられる。

#### （5）児童相談所が観察した児童の行動特徴、性格傾向

望む妊娠では、行動的、情緒的問題（NO. 38、42、48、60）はでているが、能力的、身体的問題はでていない。望まない妊娠では、身体的、能力的問題（NO. 6、10、11、12、13、15、16、17、18、21、22、28、36、40、43、50、53、55、56、67）もあり、いろいろな面で影響がでている。発生から受理までの期間が長期であること、身体的虐待と保護の怠慢などの種類の複合化、週1回以上の頻度、手段などを合わせて考えると、かなり早い段階から長期間にわたりケアされていないことの影響と考えられる。

### Ⅲ 結論

初年度の子備調査で、1. 幼児期（4才以下）に身体的虐待の発生を指摘した。このことは、今年度の比較検討の調査結果望んだ妊娠、望まない妊娠双方とも幼児期前期（0から3才）までに70%以上の発生が認められ、望まない妊娠固有の傾向といえないと考えられる。

2. 頻度が高く長期化し深刻な悪循環に陥っている指摘については、今年度の比較検討の調査の虐待の頻度を見ると、望んだ妊娠は、たまにと断続的が6割を占め、望まない妊娠は、ほぼ毎日と週1回以上が半数を占めている。発生から受理時までの期間を見ると、望んだ妊娠は、1年未満が7割を占め、望まない妊娠は1年以上が6割強をしめる。程度を見ると、望んだ妊娠は、軽度が5割を占め、望まない妊娠は、中度以上が7割を占める。相談経路と主訴を見ると望んだ妊娠は、親自身からの相談で虐待の問題意識を持ち自らSOSを出している者が半数を占め、望まない妊娠では、8割が第三者の通告であり、親自身虐待の問題意識を持っていない。このことから、望まない妊娠では、虐待行為の頻度が高く、長期化し深刻な悪循環に陥っている傾向があると言える。

3. 被虐待児がスケープゴートの位置に置かれている指摘について、このことは最終年度の調査項目のため今年度は言及できない。

4. 乳幼児期（0才から3才）に不適切な養育体験を持っている指摘について、虐待の種類を見ると、望んだ妊娠は、身体的虐待が9割を占め、望まない妊娠は、身体的虐待が5割で保護の怠慢拒否及び保護の怠慢拒否と身体的虐待等の複合が5割弱を占めている。虐待の手段を見ると、望まない妊娠が、世話をしなかつたり放置することが望んだ妊娠より21.7ポイントと高い割合を示している。児童相談所が観察した児童の行動特徴・性格を見ると、望んだ妊娠では、行動的、情緒的問題は出ているが、能力的、身体的問題は出ていない。望まない妊娠では、かなり早い段階からケアされていないための影響と考えられる能力的、身体的問題も出ている。このことから、望まない妊娠の固有の傾向と言える。と考える。

5. 「育てにくい子」になっている指摘について、虐待者が気にしていた児童の性格・行動を見ると、望んだ妊娠も望まない妊娠も「育てにくい子」としてその対応に苦慮している姿が見られるが、望んだ妊娠では見られず、望まない妊娠に見られることとして、特に対人行動の

面で、虐待者の拒否感が投影されていると考えられる虐待者とこどもの関係の中で起こっているこどもの行動が問題になっている特徴がある。

6. 虐待者は、「被虐待児に問題がある・躰である」と言いたい訳を持っている指摘については、最終年度の比較調査項目のため言及できない。

7. 虐待者は、配偶者との間に葛藤がある指摘については、最終年度の比較調査項目のため言及できない。

8. 配偶者の協力が得られないため養育負担が虐待者にかかっている指摘については、最終年度の比較調査項目のため言及できない。

9. 虐待に対し配偶者が無関心、虐待者のいい訳に同調的態度をとり、被虐待児の立場に立っていない指摘については、最終年度の比較調査項目のため言及できない。

10. 虐待者もその配偶者も親族、近隣から孤立して相談相手を持っていない指摘については、最終年度の比較調査項目のため言及できない。

11. 児童相談所の処遇として養護施設等の施設保護の措置をとる状況の指摘については、望んだ妊娠4割を占め、望まない妊娠が6割を占めている。望まない妊娠が保護の割合は高く、保護の必要性がある傾向である。

12. その他比較調査で望まない妊娠の特徴として指摘されることは、婚姻形態では、望んだ妊娠も望まない妊娠も8割から9割が婚姻をしているが、婚姻時期を見ると、望んだ妊娠は、約9割が妊娠前に婚姻をしているのに対し、望まない妊娠は、4割強が妊娠後に婚姻をしている。父母の出産年齢について、26才未満で比較して見ると、母親は望んだ妊娠では3割、望まない妊娠では6割を占め、父親は望んだ妊娠は例が無く、望まない妊娠では4割強であり、望まない妊娠が父母とも若い年齢で出産している。これは、全国平均と比べても若い年齢での出産である。虐待の症状について、望まない妊娠が、行動面の症状が8.8ポイント高く、望んだ妊娠が、顕著な症状がないが10.1ポイント高い。心身障害及び疾病の有無について、望んだ妊娠では、障害や疾病がほとんどないが、望まない妊娠では、4割が何らかの障害や疾病を持っている。妊娠中及び出産児の異常の有無では、その内容を見ると、望んだ妊娠では妊娠中のものはほとんどなく、9割が出産時のものである。それに対し望まない妊娠は妊娠期からの異常が約6割を占めている。

これまで述べてきたとおり、望まない妊娠の場合には、望む妊娠に比べて、すでに妊娠時期から身体的、心理的葛藤が始まっており、児への虐待も乳幼児から長期間にわたり保護の怠慢などの拒否感を伴った深刻な身体的虐待に陥っている。この悪循環から自分自身で脱出出来ず第三者の発見によりはじめてその糸口がもてる状況である。

以上の実態に対応するために、初年度提起した4点に加え、下記のことが求められる。

1. 妊娠時点での診療機関における母親の精神衛生相談体制の確立
2. 妊娠期間中の妊産婦検診での精神保健面の充実
3. 乳幼児健診での親子の精神衛保健の相談の充実
4. 乳幼児健診での市町村の保健センター・保健所・市の家庭児童相談室・児童相談所など母子保健の分野と児童福祉の分野での連携による早期発見体制の確立

## おわりに

今年度は、初年度の予備調査を踏まえて、調査票の概要、児童についての項目を中心に「望んだ妊娠」と「望まない妊娠」との比較検討を試みた。最終年度は、調査票の父母についての項目についての比較検討を試みることにより、「望まない妊娠の結果生まれた児」への虐待をめぐる問題の全容を明らかにし、こどもや親への援助のあり方を提起したい。

参考文献

- 1” 柏女霊峰ほか「英・米・日の児童虐待の同行と対応システムに関する研究」児童育成研究 1992)
- 2” 統計にみる埼玉の女性—平成6年版—
- 3” 関口博久ほか「児童虐待の実態調査及び予後に関する研究(第1報)」安田生命社会事業団研究助成論文集(健全育成関連分野)通巻22号No2昭和61年度
- 4” 大久保修ほか「小児救急医療 救急疾患の診断と治療 外傷・事故 被虐待児症候群」小児科診療 1992
- 5” 松井一郎「被虐待児予防の保健指導に関する研究」親子のこころの諸問題に関する研究 平成4年度研究報告書 1993

## 参考資料

### 1. 妊娠について

#### (1) 望んだ妊娠か望まない妊娠か

望んだ妊娠か望まない妊娠か	件数	割合
望んだ妊娠	10例	12.5%
望まない妊娠	47例	58.8%
不明	23例	28.8%

#### (2) 望まない妊娠の実態

望まない妊娠の指標	件数	割合
①	17例	22.1%
②	8例	10.4%
③	8例	10.4%
④	4例	5.2%
⑤	11例	14.3%
⑥	10例	13.0%
⑦	19例	24.7%

### 2. 概要

#### (1) 性別

望んだ妊娠の性別	件数	割合	望まない妊娠の性別	件数	割合
男	6例	60%	男	23例	48.9%
女	4例	40%	女	24例	51.1%

#### (2) 受理時の年齢

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
乳児期	3例	30%	乳児期	9例	19.1%
幼児前期	4例	40%	幼児前期	17例	36.2%
幼児後期	1例	10%	幼児後期	9例	19.1%
少年	2例	20%	少年期	12例	25.5%

#### (3) 相談経路 ① 通告者

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
父母	5例	50%	父母	9例	19.2%
親族	0例	0%	親族	3例	6.4%
近隣	0例	0%	近隣	4例	8.5%
福祉事務所	1例	10%	福祉事務所	12例	25.5%
病院	2例	20%	病院	9例	19.2%

学校・幼稚園	0例	0%	学校・幼稚園	4例	8.5%
保健所・保健センター	1例	0%	保健所・保健センター	3例	6.4%
警察	0例	0%	警察	2例	4.2%
児童相談所	1例	10%	児童相談所	1例	2.1%

発見者	件数	割合
近隣	6例	16.2%
親族	3例	8.1%
福祉事務所	3例	8.1%
病院	15例	40.6%
学校・幼稚園	6例	16.2%
警察	1例	2.7%
児童相談所	3例	8.1%
保健所・保健センター	0例	0.0%

(4) 主訴

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
虐待を主訴	7例	70%	虐待を主訴	37例	78.7%
虐待以外を主訴	3例	30%	虐待以外を主訴	10例	21.3%

(5) 家族形態

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
核家族	9例	90%	核家族	40例	85.1%
実父が頻繁に通う	0例	0%	実父が頻繁に通う	3例	6.4%
多世代家族	0例	0%	多世代家族	4例	8.5%
その他・親族の同居	1例	10%	その他・親族の同居	0例	0.0%

(6) 婚姻形態 ①受理時の婚姻形態

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
婚姻関係	9例	90%	婚姻関係	39例	83.0%
内縁関係	0例	0%	内縁関係	7例	14.9%
不明	1例	10%	不明	1例	2.1%

② 婚姻の時期

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
妊娠前入籍	8例	88.9%	妊娠前入籍	22例	56.4%
妊娠後入籍	1例	11.1%	妊娠後入籍	17例	43.6%

## (7) 父母の出産年齢

## 母の出産年齢

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
20才以下	0例	0%	20才以下	8例	17.0%
21才～25才	3例	30%	21才～25才	20例	42.6%
26才～30才	4例	40%	26才～30才	9例	19.1%
31才～35才	3例	30%	31才～35才	8例	17.0%
36才以上	0例	0%	36才以上	2例	4.3%

## 父の出産年齢

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
20才以下	0例	0%	20才以下	4例	8.5%
21才～25才	0例	0%	21才～25才	16例	34.0%
26才～30才	5例	50%	26才～30才	10例	21.3%
31才～35才	4例	40%	31才～35才	5例	10.6%
36才以上	1例	10%	36才以上	12例	25.5%

## (8) 被害児の出生順位

## ① 出生順位

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
第1子	6例	60%	第1子	26例	55.3%
2子	3例	30%	2子	15例	31.9%
3子	1例	10%	3子	3例	6.4%
4子	0例	0%	4子	1例	2.1%
5子	0例	0%	5子	1例	2.1%
7子	0例	0%	7子	1例	2.1%

## ② 第1子の同胞の有無

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
同胞有り	1例	16.7%	同胞有り	12例	46.2%
同胞なし	5例	83.3%	同胞なし	14例	53.8%

## (9) 主たる虐待者

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
母親	6例	60%	母親	27例	58.0%
父親	4例	40%	父親	20例	42.0%

## (10) 発生時年齢

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
乳児期	4例	40%	乳児期	24例	51.1%
幼児期前期	3例	30%	幼児期前期	6例	12.8%
幼児期後期	2例	20%	幼児期後期	8例	17.0%
少年期	0例	0%	少年期	5例	10.6%
不明	1例	10%	不明	4例	8.5%

## (11) 発生時から受理までの期間

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
1年未満	7例	70%	1年未満	14例	29.8%
1年以上3年未満	1例	10%	1年以上3年未満	18例	38.3%
3年以上	1例	10%	3年以上	11例	23.4%
不明	1例	10%	不明	4例	8.5%

## (12) 虐待の種類(複数計上)

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
身体的虐待	10	90.9%	身体的虐待	39	62.9%
保護の怠慢・拒否	1	9.1%	保護の怠慢・拒否	21	33.9%
性的虐待	0	0.0%	性的虐待	2	3.2%
心理的虐待	0	0.0%	心理的虐待	0	0.0%

## 身体的虐待の内容

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
自分の身体を使う	16	80%	自分の身体を使う	59	72.8%
物を使う	4	20%	物を使う	22	27.2%

## 放任拒否の内容

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
世話をしない	1	33.3%	世話をしない	29	65.9%
放置・閉じこめ	2	66.7%	放置・閉じこめ	11	25.0%
その他	0	0.0%	その他	4	9.1%



## (13) 虐待の頻度

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
ほぼ毎日	1例	10%	ほぼ毎日	19例	40.4%
週1回以上	2例	20%	週1回以上	7例	14.9%
たまに	3例	30%	たまに	3例	6.4%
断続的	3例	30%	断続的	9例	19.1%
周期的	0例	0%	周期的	1例	2.1%
不明	1例	10%	不明	8例	17.0%

## (14) 虐待の手段 (複数計上)

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
世話をしない・放置	3	12.5%	世話をしない・放置	42	36.2%
物は使わずに傷つける	16	66.7%	物は使わずに傷つける	59	50.9%
物を使って傷つける	4	16.7%	物を使って傷つける	13	11.2%
心理的傷をつける	1	4.2%	心理的傷をつける	1	0.9%
性的行為	0	0.0%	性的行為	1	0.9%

## (15) 虐待の症状 (複数計上)

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
身体面	9	56.3%	身体面	73	57.5%
行動面	2	12.5%	行動面	27	21.3%
精神・神経面	3	18.8%	精神・神経面	24	18.9%
顕著でない	2	12.5%	顕著でない	3	2.4%

## (16) 虐待の程度

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
生命の危険有り	3例	30%	生命の危険有り	9例	19.1%
重度	0例	0%	重度	12例	25.5%
中度	1例	10%	中度	20例	42.6%
軽度	6例	60%	軽度	6例	12.8%

## (17) 児童相談所の処遇 ( )は一時保護の再掲

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
在宅指導	3例 (1)	30%	在宅指導	13例 (4)	27.7%
助言指導	3例	30%	助言指導	6例	12.8%
施設入所	4例 (1)	40%	施設入所	28例 (9)	59.6%

施設入所の内訳

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
乳児院	1例	25.0%	乳児院	15例	53.6%
養護施設	1例(1)	25.0%	養護施設	8例(7)	28.6%
教護院	0例	0.0%	教護院	2例(2)	7.1%
肢体不自由施設	2例	50.0%	肢体不自由施設	2例	7.1%
重症心身施設	0例	0.0%	重症心身施設	1例	3.6%

3. 児童について

(1) 心身障害及び疾患の有無

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
有り	1例	90%	有り	19例	40.4%
無し	9例	10%	無し	23例	48.9%
不明	0例	0%	不明	5例	10.6%

(2) 妊娠中及び出産時の異常の有無

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
有り	5例	50%	有り	21例	44.7%
無し	4例	40%	無し	18例	38.3%
不明	1例	10%	不明	8例	17.0%

異常の時期(複数計上)

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
妊娠時	1例	9.1%	妊娠時	17例	40.5%
出産時	10例	90.9%	出産時	25例	59.5%

(5) 児童相談所が観察した児童の行動特徴

望んだ妊娠	件数	割合	望まない妊娠	件数	割合
能力の問題	0例	0%	能力の問題	34例	38.6%
行動の問題	6例	40%	行動の問題	23例	26.1%
情緒の問題	9例	60%	情緒の問題	22例	25.0%
身体の問題	0例	0%	身体の問題	9例	10.2%

## 調査票

(通し番号) - (児童相談所番号) - (ケース番号)

中央：1、浦和：2、川越：3、所沢：4、熊谷：5、越谷：6

### 1. 望まない妊娠の結果生まれた子かどうか。 有・無

有の場合 - (1) ~ (7) から選択し、番号に丸をつける (当てはまるものすべてについて・複数回答可)。

(1) 妊娠がわかったとき、赤ちゃんを欲しいと思っていなかった。

(2) 妊娠が予定していた時期よりも早かった。

(3) 妊娠が母親のみの計画であり、父親には期待されていなかった。

(4) 妊娠による孤独感、抑鬱感、不機嫌など感情障害があった。

(5) 妊娠中の心身のケアに関心がなく、出生するための準備に積極的でなかった (定期検診を受けていないなど)。

(6) 出生した乳児への関心、愛着が見られない。

(7) 若年妊娠 (20才以下の分娩)。婚姻外の妊娠。

\* 未調査 - この部分については調査していないもの。

調査不能 - 終了ケースなど

\* 理由欄にはケース記録に記載されている内容について記入。

### 2. 概要

(1) 男・女

(2) 受理時の年齢

(3) 相談経路 - 発見者、通告者についてそれぞれ回答

(4) 主訴

通告者の言葉で記入。

(5) 家族形態及び年齢

- ジェノグラムにして表す (3世代まで)。

・ 取り扱い開始時 (虐待をしていた時) の年齢を記入

- ・同居している人を円で囲み、年齢をいれること
- ・虐待者は⇒矢印、従たる虐待者は→矢印で示す

(6) 婚姻形態

(7) 出産時の年齢

(8) 出生順位

(9) 主たる虐待者について

(10) 虐待発生時の年齢および特記事項

特記事項については、ライフイベント上の変化（転居、父の浮気、兄弟の出産、近隣との関係など）について記入。

(11) 虐待発生時から受理までの時間

(12) 虐待の種類（大阪府の定義による）

- ①身体的暴行
- ②保護の怠慢ないし拒否
- ③性的暴行
- ④心理的虐待

(13) 虐待頻度

段階別で選択

- ・ほぼ毎日
- ・週1回以上
- ・たまに（3ヵ月）
- ・周期的（一定した期間をおいて繰り返す）
- ・断続的（不定期に繰り返される）
- ・不明

(14) 虐待手段

例：殴る、蹴る、水風呂に付ける、棒で叩く、縛る、登校させない、罵倒する  
追い出す、食物を与えない、構わない、閉じこめる、性的行為の強要、無視  
する

(15) 被虐待児の症状および程度

<症状について>（横浜市児童虐待防止対策調査研究会報告書より）

\*表から当てはまるものについて記入のこと

表1 身体面の症状

(1) 低身長・成長障害	・水晶体亜脱臼
(2) 皮膚外傷	(7) 内臓損傷
・皮下出血 ・打撲傷	・腸間膜断裂
・擦過傷 ・挫傷	・胃、肝臓、脾臓、腎臓破裂
・創傷 ・裂傷	・胸腔内出血
・表皮剥離 ・膿胞	(8) 下痢、嘔吐、消化不良
(3) 骨折、脱臼、骨端破裂	(9) 凍傷
(4) 熱傷、火傷	(10) 栄養障害、飢餓、胸部突出
(5) 頭部外傷	(11) けいれん、てんかん
・頭部皮膚外傷 ・頭蓋骨骨折	(12) 循環障害
・硬膜下血腫 ・頭蓋内出血	(13) 歯牙脱落
・脳挫傷	(14) 脊椎損傷、麻痺
(6) 眼症状	(15) チック
・眼球内出血 ・視神経萎縮	(16) 死亡
・網膜剥離 ・白内障	

表2 行動面の症状

1) 食行動異常	6) 集団不適応
・過食多飲	7) 火遊び
・盗食	8) 常動姿勢
・異食	9) 常動運動
・食欲不振	10) 緘黙
2) 便尿失禁	11) いやがらせ
3) 盗み、嘘	12) 器物破損
4) 家出徘徊	13) だらしなさ
5) 自傷行為	

表3 精神・神経面の症状

1) 運動発達の遅れ	8) 脳圧等亢進症状
2) 情緒発達の遅れ	9) 気分易変
3) 言語発達の遅れ	10) 落ちつきがない
4) 無気力	11) なれなれしい
5) 不眠	12) 大人の顔色を うかがう
6) 筋強直	
7) 易刺激性	

## (16) 虐待の程度

<程度について> (子どもの虐待防止センター報告書より)

\* 1-5から選び番号で記入する

### 1. 生命の危険あり

- ・子どもの生命の危険が「あり得る」「危惧する」もの
- ・身体的暴行によって、生命の危惧がありうる外傷を受ける可能性があるもの

### 2. 重度虐待

今すぐには生命の危険はないが、現に子どもの健康や成長や発達に重要な影響が生じているか、生じる可能性があるもの。子どもと家族の指導や、子どもを保護するために誰かの介入が必要である。

- ・医者が必要とするほどのけががあるか、近過去にあったもの
- ・成長障害や発達遅滞が顕著である
- ・生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていない
- ・明らかな性行為がある
- ・家から出してもらえない(学校にも)、一室に閉じこめられている
- ・子どもへのサディスティックな行為(親は楽しんでいる)

### 3. 中度虐待

今は入院を要するほどの外傷や栄養障害はないが、長期に見ると子どもの人格形成に重い問題を残すことが危惧されるもの。誰かの援助介入がないと、自然経過ではこれ以上の改善が見込めないもの。

- ・今までに慢性にあざや傷痕(タバコなど)ができるような暴力を受けていたり、長期にわたって身体ケアや情緒ケアを受けていないために、人格形成に問題が残りそうである。
- ・現在の虐待そのものが軽度であっても、生活環境などの育児条件が極度に不良なために、自然経過での改善がありそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧されるもの。
- ・慢性の精神疾患があり、(分裂病、うつ病、精神遅滞、社会病質、覚醒剤)、児童のケアができない。

児童のケアができない。

- ・乳幼児を長期間大人の監督なく家に置いている。

#### 4. 軽度の虐待

実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じている。しかし、一定の制限があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理が見られないもの。しかし、親への相談は必要である。

- ・外傷が残るほどではない暴力
- ・子どもに健康問題を起こすほどではないが、ネグレスト的である。

#### 5. 虐待の危惧あり

暴力やネグレストの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」「世話をしたくない」などの子どもへの虐待を危惧する訴えがある。

### (17) 児童相談所の処遇

在宅指導（児童福祉司指導、継続指導、未処理）か  
施設入所についてはその種別も記入のこと  
一時保護の有無についても記入

### 3. 被虐待児について

#### (1) 心身障害及び疾病の有無とその状態

虐待による障害でなく、虐待を受ける以前（生まれてから受理までに一完治したものを含む）にあった障害を記入

#### (2) 妊娠中及び出産時の異常の有無とその状態

入院の有無—有の場合内容とその期間について

#### (3) 主たる養育者について

#### (4) 虐待者が気にしていた本児の性格・行動

親の言った言葉で（自由記述）

#### (5) 児童相談所で観察した本児の行動特徴・性格傾向

- ①心理所見
  - ②一時保護・施設の観察記録
  - ③CWから見た本児
  - ④その他
- (6) 各発達段階の子どもの様子、養育者との関係について

- ①乳児期(0～1才)について
- ②幼児期前期(1才～4才未満)について
- ③幼児期後期(4才～就学前)について
- ④小学校について
- ⑤中学校以上について

- ・子どもの様子(友達と遊べない、言葉が遅い、おしっこを教えない、食に関する事など具体的に。集団参加の有無についても記入)
- ・主な養育者と、またその児童との関係
- ・子育ての環境(実親の状況など)
- その他特記事項(経済状況、ライフイベント、近隣の関係など)

#### 4. 父母について(父母それぞれに記入)

- (1) 主たる虐待者であるか

主であった・従属者であった・傍観者であった・不在だった

- (2) 出産時の年齢

- (3) 学歴

- (4) 職業、職種

受理時点のもの。特記事項には勤務状況、職歴、勤務形態について記入。

- (5) 婚姻形態

妊娠から受理までに形態の変遷がある場合にもその旨記入のこと。

- (6) 経済状況(妊娠から受理まで)

- (7) 被虐待の経験を持つ

ある場合誰から、いつ頃、どんな内容で

- (8) 親族関係について

両親の特徴及び両親との関係・兄弟関係・親子関係などについて相手の言葉で。



音信の有無について。

(9) 夫婦関係（内縁も含む）について

(10) 近隣・友人関係（孤立している場合は具体的に。父母それぞれについて記入）

(9)、(10)については児童相談所の視点で

(11) 本児の妊娠を知ったとき

どんな気持ちだったか

配偶者と今後について話し合ったか

配偶者の反応は

(12) 本児の妊娠、出産後の生活について（生活様式の変化など）

ex. 父が帰ってこなくなった、別れた、きちんと働くようになったなど

(13) 本児への虐待について

・虐待のきっかけ及び虐待者の言い分、虐待時の本児への気持ち

ex. しつけである、おねしょをするから、

・従属者、傍観者については虐待に対しての受けとめ方とその時の対応

(14) 本児の兄弟姉妹について（親の養育態度と子どもの状況）

望んでいた子か、虐待はあるか、兄弟の過剰適応はあるか

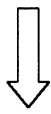
(15) 父母の行動・性格傾向

児童相談所の視点で

ex. 一時保護に同意したかと思うとすぐ引取を希望する、次々と関係をかえる、など具体的に記入



**検索用テキスト** OCR(光学的文字認識)ソフト使用  
論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

本研究においては、児童虐待の要因の一つとしてすでに指摘されている「望まない妊娠の結果生まれた児」が被害者となった児童虐待事例の集積調査を通じて、この児童虐待の実態を明らかにし、児童福祉の観点から考察を加え、こどもや親に対する援助のあり方を検討することを目的とした。

初年度は、予備調査と位置づけ S 県 T 児童相談所での「望まない妊娠の結果生まれた児」が被害者となった児童虐待の特徴を明らかにした。

今年度は、S 県 6 児童相談所(全県)に調査範囲を広げ、「望まない妊娠の結果生まれた児」と「望んだ妊娠の結果生まれた児」が被害児となった児童虐待の実態を明らかにし、比較検討を加えることを目的とした。